目次


第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　閲覧者利用証明書（第三条―第十二条）
第三章　利用者の引き方（第十三条―第十七条）
第四章　閲覧者の心得（第十八条―第二十三条）
第五章　雑則（第二十四条―第二十七条）


# 閲覧者自動車運転利用証（仮称）条例（案）


提案者　市長　千住　一郎


## 第一章　総則

（閲覧者利用証明書）

第一条　この条例は、「自動車の運転者等に関する法律」（昭和二十二年法律第八十九号）第二十三条第一項の規定により、閲覧者利用証明書（以下「証明書」という。）による閲覧者の本人確認について、必要な事項を定めるものとする。

2　証明書は、閲覧者が自動車を運転する際に、その者が本人であることを証明するために提示するものであり、それ以外の目的で使用してはならない。

3　この条例に定めるもののほか、証明書の取得、更新、返納その他の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　閲覧者　自動車の運転に関する法律に基づき、閲覧室において記録の閲覧を行う者をいう。

二　閲覧室　市立中央図書館その他市長が指定する施設のうち、閲覧者に対して記録を閲覧させる場所をいう。

三　記録　閲覧者の運転に関する法律に基づき作成され、又は取得された文書、図画、電磁的記録その他の資料をいう。

四　本人確認　証明書の提示を受けた者が、その証明書に記載された閲覧者本人であることを、顔写真その他の方法により確認することをいう。

五　代理人　閲覧者本人に代わって閲覧室において記録の閲覧を行う者であって、第十一条第一項の規定により届け出られたものをいう。

六　閲覧者名簿　第十四条第一項の規定により作成される、証明書の交付を受けた閲覧者の氏名、住所、生年月日その他の事項を記載した帳簿をいう。

七　閲覧室管理者　閲覧室の管理及び運営について責任を負う者として市長が指定する職員をいう。

八　閲覧室職員　閲覧室管理者の指揮の下、閲覧室の運営に従事する職員をいう。

（市長の責務）

第三条　市長は、この条例の適正な運用を確保するため、閲覧室の設置及び管理について、必要な措置を講ずるものとする。

2　市長は、閲覧者の利便性の向上に努めるとともに、本人確認の方法が閲覧者に過度の負担を生じさせないよう配慮しなければならない。

3　市長は、この条例の施行に関し、関係行政機関、警察署その他の関係機関と緊密な連絡を保つものとする。

（閲覧者の責務）

第四条　閲覧者は、証明書を他人に貸与し、譲渡し、又は担保に供してはならない。

2　閲覧者は、証明書を紛失し、滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨を閲覧室職員に届け出なければならない。

3　閲覧者は、閲覧室において、閲覧室職員の指示に従い、静粛を保持しなければならない。

4　閲覧者は、閲覧室において、写真撮影、録音、録画その他の方法により記録を複製してはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

5　閲覧者は、閲覧室内において、飲食、喫煙その他閲覧室の秩序を乱し、又は他の閲覧者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（閲覧室の利用時間）

第五条　閲覧室の利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、これを変更することができる。

一　月曜日から金曜日まで　午前九時から午後五時まで

二　土曜日　午前九時から正午まで

三　日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び十二月二十九日から翌年一月三日まで　閉室

2　市長は、前項ただし書の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示その他の方法により公示しなければならない。

（閲覧室の休室）

第六条　閲覧室管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧室の全部又は一部を臨時に休室することができる。

一　建物又は設備の保守点検又は修繕のため必要があるとき。

二　火災、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

三　感染症の予防その他公衆衛生上の理由により閲覧室を閉鎖する必要があると認めるとき。

四　前三号に掲げるもののほか、閲覧室管理者が閲覧室の適正な運営のため休室が必要と認めるとき。

2　閲覧室管理者は、前項の規定により休室するときは、その旨及び期間を、あらかじめ、掲示その他の方法により閲覧者に周知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

## 第二章　閲覧者利用証明書

（閲覧者の資格）

第七条　市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、申請により、閲覧者の資格を認定する。

一　申請の日において、自動車の運転に関する法律に基づき有効な運転免許を受けている者であること。

二　申請の日において、住民基本台帳に記録されている者であること。

三　過去五年以内に、閲覧者の資格を取り消されたことがない者であること。

四　過去一年以内に、閲覧室において、閲覧室職員の指示に従わず、又は他の閲覧者に迷惑を及ぼす行為をしたことがない者であること。

2　前項第三号の規定にかかわらず、市長は、同号に該当する者であっても、その取消しの原因となった事由が軽微であると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、当該事由を是正するよう求めることができる。

（申請）

第八条　前条第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日、住所及び本籍地の都道府県名

二　運転免許証の番号、交付年月日及び交付を受けた公安委員会の名称

三　写真一枚（申請の日から六月以内に撮影されたものに限る。）

四　代理人を選任しようとするときは、その者の氏名及び閲覧者との関係

2　前項の申請書には、運転免許証の写しを添付しなければならない。

（審査）

第九条　市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、その結果を申請者に通知しなければならない。

2　市長は、審査のため必要があると認めるときは、申請者に対し、出頭を求め、又は追加の資料の提出を求めることができる。

3　市長は、申請者が第七条第二項第三号に該当すると認めるときは、聴聞を行わなければならない。

（証明書の交付）

第十条　市長は、前条の審査の結果、申請者が第七条の資格を有すると認めるときは、当該申請者に対し、証明書を交付する。

2　証明書の有効期間は、交付の日から起算して五年とする。ただし、申請者の運転免許証の有効期間が五年未満であるときは、その有効期間の満了する日までとする。

3　市長は、証明書を交付するときは、閲覧者名簿に必要な事項を記載しなければならない。

（証明書の再交付）

第十一条　閲覧者は、証明書を紛失し、滅失し、又は毀損したときは、速やかに、再交付の申請をすることができる。

2　前項の申請をしようとする者は、第八条第一項各号に掲げる事項のほか、紛失、滅失又は毀損の状況を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3　市長は、第一項の申請があったときは、第九条の審査を行い、相当と認めるときは、新たな証明書を交付する。

4　前項の場合において、毀損した証明書の返納があったときは、旧証明書は、その効力を失う。

（代理人）

第十二条　閲覧者は、やむを得ない事由により閲覧室に来ることができないときは、あらかじめ届け出た代理人に閲覧させることができる。

2　代理人は、閲覧者本人と同一の年齢区分に属する者でなければならない。

3　代理人は、閲覧者本人の運転免許証の写しを提示しなければならない。

4　代理人は、閲覧者本人の証明書を提示してはならない。

## 第三章　利用者の引き方

（引き方の原則）

第十三条　閲覧者は、閲覧室において、閲覧者本人に限り、記録の閲覧を行うことができる。

2　閲覧者は、閲覧室職員の指示に従い、閲覧室の設備及び機器を適正に使用しなければならない。

3　閲覧者は、閲覧室の設備又は機器を損傷し、又は汚損したときは、速やかにその旨を閲覧室職員に申し出なければならない。

（引き方の申込み）

第十四条　閲覧者は、閲覧室において記録の閲覧を行おうとするときは、閲覧室職員に対し、証明書を提示して、閲覧の申込みをしなければならない。

2　閲覧室職員は、前項の申込みがあったときは、閲覧者名簿と照合して本人確認を行い、閲覧者名簿に必要な事項を記載した上で、閲覧を許可するものとする。

3　閲覧室職員は、閲覧者が第七条第二項第三号に該当すると認めるときは、閲覧を許可しないものとする。

（引き方の制限）

第十五条　閲覧者は、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を制限され、又は閲覧室から退室を命じられることがある。

一　閲覧室職員の指示に従わないとき。

二　閲覧室の秩序を乱し、又は他の閲覧者に迷惑を及ぼしたとき。

三　第四条第四項又は第五項の規定に違反したとき。

四　前三号に掲げるもののほか、閲覧室管理者が閲覧室の適正な運営のため閲覧の制限又は退室が必要と認めるとき。

2　閲覧室管理者は、前項の規定により閲覧を制限し、又は退室を命じたときは、その旨及び理由を閲覧者名簿に記録しなければならない。

（引き方の終了）

第十六条　閲覧者は、閲覧を終了するときは、閲覧室職員に対し、証明書の返却を申し出なければならない。

2　閲覧室職員は、前項の申出があったときは、閲覧者名簿に終了の時刻を記録し、証明書を閲覧者に返却する。

3　閲覧者は、前項の規定により証明書の返却を受けるまでは、閲覧室を退室してはならない。

（閲覧手数料及び謄写手数料）

第十七条　閲覧者は、閲覧手数料及び謄写手数料を納付しなければならない。

2　閲覧手数料及び謄写手数料の額は、別表のとおりとする。

3　閲覧手数料及び謄写手数料は、納付した後は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

## 第四章　閲覧者の心得

（閲覧者の遵守事項）

第十八条　閲覧者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定める事項を遵守しなければならない。

2　閲覧者は、閲覧室職員の職務の執行に協力しなければならない。

（閲覧者の禁止行為）

第十九条　閲覧者は、閲覧室において、次に掲げる行為をしてはならない。

一　閲覧室の設備又は機器を改造し、又は移動すること。

二　閲覧室内に飲食物を持ち込み、又はこれを飲食すること。

三　閲覧室内で喫煙すること。

四　閲覧室内で物品の販売、勧誘その他営利を目的とする行為をすること。

五　閲覧室内で政治的又は宗教的な活動をすること。

六　前各号に掲げるもののほか、閲覧室の秩序又は他の閲覧者の利用を著しく妨げる行為をすること。

（閲覧者名簿の閲覧）

第二十条　閲覧者は、閲覧者名簿のうち、自己に関する部分の閲覧を請求することができる。

2　閲覧者は、閲覧者名簿のうち、自己に関する部分の写しの交付を請求することができる。

3　閲覧者は、閲覧者名簿のうち、自己に関する部分以外の閲覧又は写しの交付を請求することができない。

（閲覧者名簿の保存）

第二十一条　閲覧者名簿は、最後に記載した日から五年間保存する。

2　閲覧者名簿は、保存期間を経過したときは、速やかに廃棄しなければならない。

## 第五章　雑則

（閲覧者の氏名等の届出）

第二十二条　閲覧者は、氏名、住所又は本籍地の都道府県名に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2　閲覧者は、証明書の紛失、滅失又は毀損をしたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

3　閲覧者は、前二項の規定による届出をしないときは、閲覧を制限し、又は退室を命じることがある。

（証明書の返納）

第二十三条　閲覧者は、次の各号のいずれかに該当するときは、証明書を市長に返納しなければならない。

一　第十一条第一項の規定により新たな証明書の交付を受けたとき。

二　閲覧者の資格を喪失したとき。

三　第十五条第二項の規定により閲覧を制限され、又は退室を命じられたとき。

四　この条例の施行の日から起算して五年を経過したとき。

2　市長は、前項の規定により返納された証明書を、速やかに廃棄しなければならない。

（手数料の減免）

第二十四条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、閲覧手数料又は謄写手数料を減額し、又は免除することができる。

一　閲覧者が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する被保護者であるとき。

二　閲覧者が、市長が別に定める基準に該当する低所得者であるとき。

三　閲覧者が、災害により証明書を滅失し、又は毀損したことについて、やむを得ない事情があると認めるとき。

2　前項の減免の申請は、閲覧手数料又は謄写手数料を納付する前に、市長に対して行わなければならない。

（閲覧者の心得）

第二十五条　閲覧者は、閲覧室において、閲覧室職員の指示に従い、静粛を保持しなければならない。

2　閲覧者は、閲覧室の設備又は機器を損傷し、又は汚損したときは、速やかにその旨を閲覧室職員に申し出なければならない。

3　閲覧者は、閲覧室において、写真撮影、録音、録画その他の方法により記録を複製してはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

4　閲覧者は、閲覧室において、飲食、喫煙その他閲覧室の秩序を乱し、又は他の閲覧者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（代理人の責任）

第二十六条　代理人は、閲覧者本人の利益を不当に害することのないよう、誠実に閲覧を行わなければならない。

2　代理人は、閲覧者本人の証明書を提示して閲覧を行ったときは、閲覧者本人と同一の責任を負う。

（閲覧者の責任）

第二十七条　閲覧者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定める事項に違反したことにより、閲覧室の設備又は機器を損傷し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2　閲覧者は、閲覧室において、閲覧室職員の職務の執行を妨げ、又は閲覧室の秩序を乱したことにより、閲覧室管理者が閲覧室の適正な運営のため必要と認めるときは、その閲覧者に対し、閲覧室の利用を制限し、又は退室を命じることがある。

3　前項の規定により閲覧を制限され、又は退室を命じられた閲覧者は、速やかにこれに従わなければならない。

（委任）

第二十八条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。